

換）其の第一條及第二條に於て兩國生産品の輸入關稅に對する最惠國待遇を規定し、第三條に於て本條約の規定は關稅に關し英領印度と同一の地位に置かるゝ印度土邦にも適用せらるべきこと、又第四條に於て本條約は相方に於て六ヶ月の豫告を以て何時にても廢棄し得べきことを規定した。即ち印度側に於ては日英條約に加入しない場合には日本に於て乾藍、布帛類、革製品等の協定稅率の適用を受けられない不利となり、さりとて日英條約に加入する場合にはクキシスランドの爲め設けた除外例のみにては尙不便なる條約規定の存するものあるに付、右條件付加入に代へ短期豫告を以て廢棄し得べき特別通商條約の締結を提議するに至つたのである。

加奈陀も同様陸奥條約實施後通商上不利を感ずるに至り、明治三十九年一月三十一日東京に於て加藤（高明）外相とマクドナルド英國公使との間に日本帝國及英領加奈陀間修好通商航海條約調印せられた。（同年七月十二日東京に於て批准書交換）同條約に於ては日米條約又はクキシスランド等條約加入に關する議定書に於けるが如き移民の入國に關し特別の留保は設けなかつたけれども、加奈陀の希望を容れ其の第二條に於ては相方とも何時たりとも六ヶ月の豫告を以て廢棄條約上の義務を免れ得べきことを規定した。其の他濠洲、南阿聯邦等の英國自治領は亞細亞人排斥法存在し之を日本人にも適用することを欲し、而も其の輸出品は羊毛、小麦等本邦國定稅率に於て無稅品であつて特に條約加入の必要な爲め終に日英條約に加入し來なかつた。加之前記一旦留保付にて加入したクキシスランドも彼が濠洲聯邦に加入した後に至つては他の各州と其の態度を一にする爲め明治四十一年七月三十一日付公文を以て脫退を通告し來つた。

尙日英間には領事職務條約の締結に代へ、明治三十三年四月二十六日東京に於て青木外相とサトウ Sir Ernest Mason Satow 英國公使との間に死亡者の財産保護に關する條約調印（同年十月二十五日批准書交換）せられた。其の目的は兩締約國一方の臣民が他方の領土内に於て死亡した場合其の地に管理人ない場合には當該國領事官に於て其

の死亡者の財産を相続人に代り管理し得べきを定めたものである。（同條第一條）從て本條約の規定は明治二十九年四月の日獨領事職務條約第十四條の規定に相合するものであるが陸奥日英條約第十六條領事官の特權に關する最惠國待遇のみにては不充分なりとして本條約の締結を見るに至つたのである。尙本條約に對しては其後喜望峯殖民地（明治三十四年八月二十六日）、英領印度（明治三十五年二月十二日）、濠洲聯邦（明治三十六年七月十日）も加入するに至つた。

第三節 對米交渉

第一款 豫備交渉

陸奥訓令 青木公使による對英條約改正交渉略々其の緒に就いた頃を見計らひ、明治二十六年九月十一日陸奥外相は駐米建野（郷三）公使に對し、對米交渉に關し訓令するところあつた。同訓令に於ては對英交渉に際し青木公使に訓令したと等しく「伊藤内閣は其の組織以來銳意條約改正に其の準備を進め、帝國議會に於ける總理大臣の演說中之れが意途を公示するところあり、帝國議會に於ても國民の意思を代表して條約改正の施行に付上奏案を可決するところあつた。本問題は帝國政府と各締盟國政府との間に於ける從來の行懸りよりするも最早何時迄も緩慢に附し難きものである。又從來の條約改正交渉は皆後日完全なる對等條約を獲得する迄の一時の階梯的性質を帯びたるものたるを免れざりしも最早右の如きものにては到底國內の物議を免れざるものと思はるゝに付、今回は全然從來の計畫を一變して互相均等の基礎により對等條約を締結することに廟議を一決せるものである」と説明した。次に「會談の順序は英・獨・米の三國を先にし他の國に及ぶ積りであり、先づ米國政府の意嚮を問ふことに付ては建野公使をして其の任

に當らしむる様上奏裁可を経た」旨を述べ、對米條約改正案及附屬稅目協定案を同公使に送付した。尙其の序に近々歸米すべき公使館囑託スチブンスにも委曲訓示し置いたと附言した。

陸奥外相が建野公使に送付した改正條約案は、植民地條款を削除した以外、全然對英交渉の際青木公使に送付したものと同一のものであつて、本條約案十九ヶ條及議定書二節より成つて居る。内附屬稅目協定案に於て米國に對し關稅協定を承諾すべき物品としては、稅番三五置時計・掛時計及其の部分品、一八五穀粉、三二五石油、三二八及三三二無味香油及無味香蠟、三六九乳膏乳粉、三八八靴底革、三八九他の革類、四二八懷中時計の八品目を掲げたが、右の中英又は獨との重修協定となるべきものを除くときは穀粉、石油、懷中時計の三品目に過ぎなかつた。尤も陸奥外相は右米國との協定稅目案を説明するに當り、今後交渉の模様により豫定協定品目案中より他の物品を摘出して協定稅目中に追加するも差支なきこと、又明治二十五年に於て本邦の收得する輸出稅金額は二百二十萬五千圓なる處、其の中米國への輸出品たる生糸・茶等に對し徵收する金額は百十二萬七千圓、即ち全輸出稅金額の半額以上に上り居り、之に反し同年に於ける米國より本邦への輸入價格は五百九十八萬八千圓にして、之に現行の五分稅を課するときは其の高約三十萬圓である。即ち米國は日本との貿易に於て右輸出輸入兩稅を合算した約百四十萬圓だけ直接間接に支出して居る勘定であるが、條約改正案實行せられた後には、前記米國への輸出稅を全廢することとなる。依て假令來るべき改定稅率案に於て同國よりの輸入品全部が平均一割五分の稅を課することとなるも、輸入稅總額は九十萬圓に過ぎないから前記百四十萬圓に比し、差引き米國は五十萬圓程度の利益を見るべき筈合であるとした。又陸奥外相は此の如く米國は來るべき條約改正により經濟上大なる利益を得るに至るものなるに付今次の條約改正に對し過去に於て米國が示したと同様の特別厚意を表示を希望する旨申出る様訓令した。尙當時米國に於ては大隈外相時代に於て日本との間に改正條約の調印成立した際の大統領グロヴァー・クリーヴランド Grover Cleveland 再び民主黨を

代表し、第二十四期大統領として一八九三年（明治二十六年）三月四日より就任し居り、日本に採り好都合であつた。尤も國務長官は更代しグレシヤム W. G. Gresham であつた。

意向打診 然るに前述の如く先づ英國との間の交渉を纏める方針が決定して居り且又在英青木公使よりも數次「英國との交渉中米國其他との間に交渉を始め其の結果英國政府が日本との間に優先調印をなさうとする感情を害することは面白くない」と建言し來つたに付、陸奥外相は明治二十六年九月二十二日改めて建野公使に對し、米國との交渉開始は一時休止し、只公然となく米國政府の意向を探討すべきを訓令した。右に對し建野公使は何等の措置を採ることなく明治二十六年は経過したが、陸奥外相よりは隨時對英の交渉の結果本邦提案の上に變更のあつた要點を報じた。明治二十六年十一月二十二日及二十七年二月九日付公信を以て

(一) 新協定稅率實施期は最惠國條款適用の條件の下に批准交換後一ヶ月と爲したること。

(二) 法典に對しては治外法權撤廢一ヶ年前に之を實施すべき旨の外交文書を交付することを約したること。

(三) 居留地内永代借地權尊重に對しては議定書第二節に規定を設けたこと。

等を通報し、重ねて是等の要項に對する米國政府の意向探知方訓令するところあつた。建野公使は陸奥外相より右様米國政府の意向探知方重ねて訓令を受けたるに對し「米國に於ては其の國狀として具體的に文書を以て本邦政府の要望を國務長官に申出るのでなければ其の態度を究明することは困難である。然るに右公文を以て米國政府との交渉を開始する爲めには正式に交渉開始の權限を附與せられることを要す」との意見を申出で、陸奥外相よりの訓令に對しては單に條約改正に關し國務長官に於ては好意的態度を示し居ると報ずるに過ぎなかつた。

陸奥要領書 依て陸奥外相は明治二十七年二月十六日在本邦ダン米國公使に對し條約改正に關する要領書を交付し、右に關する米國政府の意向を承知したき旨申出でたが、右要領書に於ては

- (一) 新條約本體に於ては一切の點に付て相互對等とし從來許與せる片務的規定を一掃すること。
- (二) 領事裁判權は條約實施後直ちに廢止し同時に日本は内地を外國人の商業、旅行、居住の爲め開放すること。
- (三) 土地所有權は内國法に委任すること。
- (四) 外國人居留地は之を日本行政市區に編入し現行永代借地權は明白に確認すること。
- (五) 新條約の實施期は條約調印の際之を明定せず數年後に之を確定すること。
- (六) 特別議定書に於て重要品に限り協定稅率を定め、他の物品に付ては國定稅率を適用すること、通商事項に付最惠國待遇を與ふること、關稅事項に限り批准交換後一ヶ月後に實施すること。
- (七) 米國側に於て希望せば何れか第三國に對し領事裁判權の撤廢に對する報酬として與へらるべき裁判權に關する一切の特權に對し均霑せしむべきことを外交文書を以て約することを掲げた。

移民の問題 他方米國政府に於ては日本との條約改正に關し依然好意を有するも、米國上院に於て民主黨の占むる過半數は僅々一、二名に過ぎない際として、曾て大隈時代在本邦米國公使ハッパードが爲した如き、米國法制及國內政情如何をも顧慮しないで日本提案其の儘を鵜呑みにした様なことも出来ない事情があり、殊に新條約中に移民問題に關し立法の自由を保留し得べき規定を挿入し置く希望があつた。加之當時恰も米國上院に於ては支那との間に調印せられた(一八九四年即明治二十七年四月十七日華府にて調印)移民制限條約上程中であり、右に對し其の承認を得る爲めに大統領は全力を擧げて居た折柄なので、今日本との間に改正條約を調印し、右改正條約の規定により日本移民が米國に自由入國し得るが如きことになるならば、日支兩國民の間に非常な差別が出来る譯で其の結果として勢ひ上院に於て支那に對し餘りに不公平となるといふ様な議論が出て支那移民制限條約を否認する態度に出ることを恐れた。又米國議會に於ては一般に、移民問題は國內管轄權の範圍に屬し、國法の自由な裁量の下に留保すべきものなりとす

るの議論甚だ有力であつた。殊に改正日米條約案第一條の規定するが如く、人種の異なる移民に對し入國自由を認めるが如きは到底米國上院に於て同意を得ること困難なものであつた。

斯かる情勢に鑑み陸奥外相は慎重に米政府の意向を打診せんとし、明治二十七年四月二十一日曩に同外相よりダン公使宛手交した條約改正要領書を建野公使に送付し、右に付米國政府の意向を問ふべき旨確然建野公使に對して訓令した。其の後五月二十六日更めて英國との交渉順調に進捗の旨を報じ、若し米國政府に於て同外相より在本邦米國公使宛提出の條約改正要領書に同意せば、建野公使へ全權委任狀を送付すべき旨を附言し、重ねて米國政府の意向探知方催促するところあつた。之れに對し建野公使は五月二十八日及三十一日兩回に互りグレンシャム國務長官と會見したるが、同長官は大統領と協議した結果本邦提案は主義に於て異議なきも、支那との移民制限條約目下上院繫屬中なるに付、其の決定後に至り交渉を開始することを可とする意見であると報告し、重ねて具體的交渉に入るの必要上全權委任狀送付を乞ふ旨申出た。

上記建野公使の申請に對し陸奥外相は、明治二十七年六月六日夏季休暇前に交渉を開始し得る見込ならば、同公使屢次の希望の如く條約改正交渉に必要な全權を送付すべきことを訓令した。然るに其後も建野公使は依然形式論に拘泥し、グレンシャム國務長官との間に何等具體的交渉に入らなかつたが、六月十五日に至り國務長官より五月三十一日付の便船を以て、在本邦ダン公使に對し「米國政府に於ては移民問題の關係上日米改正條約案第一條の如き相互國民の入國權を保證する條約を締結することの困難なる旨」を申送つたことを探知した。又七月五日歸國中の清國政府法律顧問フォスター John W. Foster が偶々建野公使を訪うた際の談話に「米國政府に於ては領事裁判權の撤廢及關稅問題に付ては本邦の提案以上に讓歩する意向あるも、無制限に日本移民の入國を規定するが如き日米條約案第一條に對しては變更を加へられんことを希望し居る」ことを語つた旨、陸奥外相宛通報した。斯く漸くにして陸奥外相

は大體に於て米國政府の意向は承知し得たが、七月八日に至り建野公使より國務長官は面會の際正式交渉開始を承諾した旨電報があつた。依て七月十一日陸奥外相は建野公使に對し始めて米國政府との間に正式交渉開始を命じ、超えて七月十六日付を以て日米條約調印の際、同時に調印すべき移民特約案二種を送付し、同時に日米條約に於ては第十六條一般最惠國條款として、一八四八年英・リベリア條款による有條件主義を採用して差支ない、と訓令した。

移民特約案 右移民特別條約案は孰れも移民に關する限り新通商航海條約第一條を適用せず、相互に當該國法令に委任すべきを規定したものであり、右の中

(甲)案に於ては第一項に「兩締約國は勞働者及移民の調節及管理に關する一切の事項に付完全なる行動の自由を相互に留保すべき意思なるにより、將來に於ける誤解を避ける目的を以て、本條約の規定に何等影響を及ぼすことなく、兩締約國は勞働に關する一切の問題を調節管理し、且つ其領土への勞働者の入國を制限禁止する爲め、國內法を制定すべき絶對の權利を有することを宣言す」と規定し、第二項に「本特別條項は本日調印したる條約中に規定せられたると同一の效力を有す」と規定し、

(乙)案に於ては第一項に「本條約の規定は兩締約國が本條約締結以前に勞働及移民に關し有したる權利を何等毀損したるものと看做すことを得ず、依て兩締約國は本條約の規定に何等影響を及ぼすことなく勞働に關する一切の問題を調節管理し且つ云々」以下(甲)案の如く規定し第二項は(甲)案と同様規定せるものであつた。

斯く日米條約改正交渉は始めて軌道に入り正式交渉將に開始せられんとするに至つたが、建野公使は條約改正交渉以來陸奥外相の爲すところは全く同公使を信任せず、華府に於て交渉開始を嚴に禁止するに拘らず同外相自らが在本邦米國公使との間に公式に交渉を開始する等のことあるが爲め、米國政府も亦同公使を信用せず、尙に在本邦米國公使に移民問題に關する意向を通報せしが如き事態を生ぜるものとした。勢ひ同公使と陸奥外相との間に意思の疎通を缺

いたものの如く、同公使は明治二十七年六月二十一日付公信を以て同外相に對し、條約改正交渉を委任する意向ならば同公使の所見の如く直ちに交渉に關する全權委任狀を送付すべきことの必要なることを繰返したる後、此の際米國政府の所見に對し斷然帝國政府の意見を決せられ、而して後本官に對し確然たる訓令を送られんことを求むと申請した。而して前記七月十一日付陸奥外相より正式條約改正交渉開始の訓令と行き違ひに歸朝許可を申請し、七月二十四日任地出發歸朝の途に上つた。

註1 條約改正關係大日本外交文書第四卷二四五文書以下

2 同右二七二・二七三文書

第二款 交渉 結了

栗野公使赴任 上記の如く明治二十七年七月駐米建野公使在勤中既に日米條約改正交渉は略々妥協の見込立ちたるに付、陸奥外相は日英條約の調印を見た七月十六日、米國側の意向を迎へる爲め移民制限の自由留保に關する特別條約案を送付する迄に至つたが、建野公使は同公信を受け受しない先に日本に向つて出發したから、陸奥外相に於ては七月二十三日俄に政務局長栗野慎一郎を駐米公使に任命し折衝に當らせることとした。栗野公使は若年米國ヘーバード大學に學び、其後明治十五年井上外相條約改正豫備會議以來、歴代外相の下に條約改正事務に關係せる經歷を有するに付、陸奥外相により特に駐米公使に拔擢せられたのである。栗野公使は命により急遽八月七日東京出發、二十七日華盛頓着、直ちに米國大統領クリーヴランドに信任狀を捧呈した。同公使は右大統領に對する信任狀捧呈の言上書中に於て、特に條約改正問題に關し言及するところあつたが、同大統領も亦其も答書中に於て之に應酬した。グレンシャム國務長官との關係も着任當初より甚だ圓滿であつた。蓋し既に七月十六日調印の日英條約は、八月二十五日批准書交換

行はれるに至つたから、彼我兩國政府共條約改正交渉の促進に熱心であつた。國務長官病氣の爲め暫く交渉を待つて、九月二十一日栗野公使が國務長官との間に豫備會見を行つた後、一瀉千里の勢ひを以て妥結を見るに至つた。即ち栗野公使より國務長官と豫備會見の結果は好都合なる旨報じ、全權委任狀の送付を求めたるに先ち、陸奥外相よりは既に其前日之れが發送の手續を採つて居た。

修正討議 九月二十七日始めて正式交渉開始せられたが、其の際國務長官より本邦提案に對する修正意見として

(一) 第一條冒頭に勞働者の入國に關し現行又は將來公布せらるべき各種の法令に準據し“Subject to any laws now in force or which may hereafter be enacted in reference to the immigration of laborers”なる字句を挿入すること、

(二) 其の代りに日本に對し好意を示す爲め協定稅率は設定せざること、

(三) 輸出稅を相互に廢止すべきを規定すること、竝に

(四) 日本提案の如く條約實施期を不確定とせず調印五ヶ年後と云うが如く確定期日を改正條約中に規定すべきことを申出でた。

右米國修正意見に對し栗野公使は

(一)に付ては第一條末段に一八九二年米・コンゴール條約の如く當該國の法令に準據し“Conforming to the Laws, Ordinances and Regulations of the Country”なる字句を挿入するに止めんことを提議したが、國務長官に於ては右にては不充分なりとし移民の入國に關し締約國双方は自由に國法を以て律し得べきことを條約中に明記すべきことを主張した。依て陸奥外相は十月三日付訓電を以て

(一)に付ては本邦提案第二條末項に規定する兩締約國の「商業、警察、公安」に關し特別の法令を制定し得べき一般

留保に對し右「商業」とある次に「勞働者の移住」immigration of laborers なる字句を挿入することを提議した。然るに米國側に於ては同條末項には「一般外國人に適用せらるべき」なる但書ありて最惠國待遇を保障せるを以て不便なりとし右但書の削除を必要とした。之に對し陸奥外相は十月三十日栗野公使に對し第二條末項は米國修正通り同意し差支なきこと、但し同末項中特別留保すべき當該國の法令中「現に行はれ又は將來制定せらるべき特別の法律、勅令及規則には何等の影響を及ぼすことなし」とあるに對し「特別」なる形容詞は削除し置くべきことを訓令した。蓋し同外相は米國に對する移民は日本に採り差して重要な問題に非ず、又右新條約に規定せらるべき移民制限の權利は彼我相互的に有することとなる次第に付將來若し米國に於て特に日本移民を區別し其の入國を制限禁止するが如き場合生せば日本に於ても米國よりの入國者に對し報復的に同様の制限禁止を爲し得べきこととなる次第なるが故に、斯かる條項を挿入するも將來米國に於て日本移民に對し差別待遇を與ふるが如きは事實起こらざるべしとの意見にして右に決定前伊藤首相の承諾を得たものである。尙陸奥外相は修正承諾に當り

(二)右米國修正提議同意は米國に於て日本に對し、關稅自主權回復の承認を條件とする旨申送つた。

(三)輸出稅の相互廢止に關する米國の提議に關し陸奥外相は輸出稅全廢は本邦に於て改正條約實施後實施することに決定し居るも他國との條約中に約定することは本邦關稅自主權を拘束する結果となるを以て之に同意するを得ずとし米國政府は其の提案を撤回し

(四)條約實施期に關する米國の修正提議に付ては若し米國政府に於て英國政府と異り領事裁判の廢止前に本邦重要法典の公布實施を必要とする趣旨の外交宣言交付を必要としないとする場合に於ては之に同意すべしと答へた。結局米國政府に於て右宣言を必要としないことに同意したに付第十八條第一項は「本條約は明治三十二年七月十七日より實施せらるべきものとす而して其の日より十二箇年間效力を有するものとす」と規定せられることとなつた。

條約調印と批准の問題 斯くて日米條約は栗野公使着任後三ヶ月に滿たない明治二十七年十一月十七日には彼我の交渉終了し、十一月十九日に至り國務長官は大統領も之に承諾した旨を栗野公使に通報し、愈々十一月二十二日日米改正條約及同上附屬議定書は調印せらるるに至つた。尙改正日米條約は原提案に比し一ヶ條を増し第二十四條となつたが右は第十七條として本邦提案に於て議定書中に規定することを欲せし舊居留地の日本行政區域に編入及居留地内に於ける永代借地權尊重に關する規定が上院の同意を容易ならしめる爲め米國政府の希望により議定書案中より本條約中に移された爲めである。

日米條約調印後栗野公使は更に米國行政部を促して上院に於ける條約批准促進方に努めたるに付、米國上院外交委員會は全會一致を以て早くも明治二十七年十二月十九日之に對し、協賛を與ふるを可とする趣旨の報告書を本會議に提出するに至つた。尤も右報告が外交委員會を通過する際、同委員の一人たるメーン Maine 州選出フライ Frye 議員より、本條約第七條に關し締約國は自國船舶積載の輸入貨物に對し差別關稅を課し得べき自由を留保する目的を以て、一ヶ年の豫告を以て本條約を廢棄し得べしとする修正案を提出し、右修正案は本會議に於て之を議する留保の下に上院外交委員會に於ては一時撤回せられた。尤も右フライ修正決議案は、米國船舶保護の目的より出で、日本船に對し差別待遇を付與せんとするものに非るに付、斯かる修正條項を日本のみならず他の諸條約國全部に對して提議すべきことを併せて規定して居た。而して本邦側に於ても日米條約調印後陸奥外相は之が御批准手續を急ぎ、明治二十八年一月十日樞密院は日米改正條約の御諮詢に對し、全會一致を以て御批准被遊可然を奏請するに至つた。依て陸奥外相は栗野公使に對し、米國上院に於て批准手續を更に急ぐ様盡力すべき旨重ねて訓令した。然るに米國上院本會議に於ては前記フライ議員の意向を受け、「改正日米條約は何時たりとも一ヶ年の豫告を以て之を廢棄し得べし」との修正を爲すべしとの意見多數を占むるに至つた。之と同時に横濱在留米國人團體より國務省宛にて、同地に於けるフリ

ー・メーン Freeman 其の他慈善的目的を有する秘密結社は政治上の目的を有せざるに付、明治二十六年四月十三日の法律第一四號集會及結社法の規定に違反せざるものなることを、日米條約調印の際明確にし置かれたしとの陳情を提出した。依て米國國務長官は栗野公使に對し、前記フリー・メーン等共濟團體の容認及在本邦米國人民の特許・意匠・商號權の保護に付兩國政府間に協議を行ふべきことに關し、日米條約批准交換の際新たに議定書を作成せんことを希望したが、栗野公使は右兩事項に付議定書を作成することに同意せず、之に代へ明治二十八年一月十日付國務長官宛書翰を以て兩事項を承諾する趣旨を送り、以て上院に於ける批准の促進を計ることとした。尤も前記兩事項中特許權等の保護に關する問題は、之より先明治二十七年十一月二日在東京ダン米國公使より陸奥外相に對し交渉ありたる際、同外相は在本邦米國人に於て日本の法令に服従せざる以上之が保護を附與し得ざることを回答したるに因り、ダン公使は國務長官に對し、右陸奥外相の提議の如く米國人は日本の法令に服従を條件として工業所有權に關する保護を享受することを可とするの意見を上申し來つたに由來せるものである。然るに日米改正條約實施に至らざる以前に、右様米國人が工業所有權のみに關し日本の法令に服従することの取極をなすことは困難であるから、栗野公使は不取敢前記一月十日付書面を以て、在本邦米國人の工業所有權に關する保護に付、日本政府は米國政府との間に交渉開始に異議なきを約束するに止めたのである。

斯くて明治二十八年一月十九日日米國上院外交委員長モルガン Jno. T. Morgan より國務長官宛書翰を以て、上院に於ける日米條約討議の模様を窃に報告したが、右によるに(一)米國籍船舶保護の爲め其の積載輸入貨物に對し差別關稅を課し得べき權利を留保すべしと提議あるも右は採用せられざるべきも改正日米條約は其の有効期限を十二ヶ年とするが故に斯かる長期間内外船舶の均等待遇を保證することとなるは甚だ不都合なりとの議論は有力である。(二)條約實施前五ヶ年の過渡期間内米國は其の單獨意思を以て日本に對する領事裁判權を撤廢し得ざることとなるも面白から

すとの意見もある。(三)不法監禁の禁止及保釋の許與に付規定なきこと、及(四)特許、商標の保護に付規定なきことに付ても議論がある、(四)更に一上院議員より日本兵の旅順口に於ける虐殺事件の報を傳へ條約締結に付異議を述べたものありとのことであつた。

斯く米國上院に於ては改正日米條約に關し種々の議論ありたる結果、第十九條第二項に於て「兩締約國の一方は(本條約實施の日より十一ヶ年を経過したる後は)何時たりとも本條約を終了せんと欲する旨を他の一方に通知するの權利を有すべし。而して此の通知を爲したる後十二ヶ月を経過したる時は本條約は消滅するものとす」とあるに對し、上記圓括弧内の字句(英文にて十四字)を削除した。然るに右削除の結果は、日米條約は批准交換後何時にても十二ヶ月の豫告を以て廢棄し得べきこと、即ち五ヶ年の経過期間中未だ領事裁判權繼續する間に於ても一ヶ年の豫告を以て條約を廢棄し得べきこととなつた。依て栗野公使は斯くては折角改正條約により日本は治外法權を撤廢し得たに拘らず、右撤廢期に至らざる以前に米國より一ヶ年の豫告を以て之を廢棄するときは、右廢棄の結果領事裁判權は復活するに至るやの疑問を生ずる旨の非難を國務長官に申出た。其の結果上院に於て再び審議を行ひ、明治二十八年二月五日、第十九條第二項中の前記英文十四字を削除した次に、「其の後」thereafter なる英文一字を挿入すべきことに決定した。右「其の後」なる字句の挿入の結果、其の文義上十二ヶ年の條約有効期間以後兩締約國は一ヶ年の豫告を以て廢棄し得べしとも解釋し得るに至りたるも、栗野公使に於ては上院に於ける審議の模様を鑑み、右は條約實施後何時にても一ヶ年の豫告を以て廢棄し得べきものとの意義なること疑なしとした。

斯くて明治二十八年二月六日付を以て國務長官より栗野公使宛書翰を以て、上院に於ては日米條約に對し上記修正の上可決した旨を通報したるに對し、栗野公使は同十二日付を以て之に異議なき旨を回答した。依て二月十七日 陛下に於ても日米改正條約を上院修正の儘御批准あらせられ、陸奥外相は直ちに右御批准書を華盛頓へ送付し、三月二

十一日同地に於て批准書交換行はれ、改正日米條約は三月二十四日公布せられた。尙日米新條約は上記の如く其の第十九條第一項により、明治三十二年七月十七日より實施せらるべきことを規定すると共に、議定書第一節により本條約批准交換一ヶ月後に日本國に於て國定稅率を實施し得べく、又第二節に本條約批准交換と同時に日本は米國人に對する内地旅券の擴張を行ふべきを約した。尤も前者は日英條約の場合に於けると等しく、他の諸國との改正條約の成立を見なかつた爲め、最惠國條款の適用の結果新稅率の實施を見ることなく、本邦に於て國定稅率及新協定稅率の實施せられたのは、漸く明治三十二年一月一日以降のことである。

第四節 對伊交涉

交渉提議 日伊貿易關係は甚だ稀薄にして明治二十五年に於ける伊太利より本邦への輸入額六萬八千圓、本邦より伊太利への輸出額百二十五萬四千圓に過ぎなかつた。併し同國は一八六一年(文久元年)統一成つた後新興大國として重きをなし、政治的には三國同盟の一員として歐羅巴問題に付ては獨逸と其の態度を一にして來たが、極東問題に付ては寧ろ英米に接近して居た。加之新興獨立國の常として時に不羈獨立の外交政策を採り日本との關係に於ても各國に先ち、明治六年二月には該國獨自の見解を以て本邦伊國公使フェ伯は副島外務卿に「日本に於て内地旅行を許されるならば伊國人に對し領事裁判權を撤廢しよう」と申出たこともあつた(註前記二章四節參照)。從て陸奥外相としても各國との條約改正交渉上伊國との間に有利な先例を造らうといふ希望もあつた。依て英國との條約改正交渉妥結の見込み確然たるに至つたのを見て、陸奥外相は明治二十七年八月十日在蘭高平(小五郎)公使に對し、特に羅馬轉勤を命じ伊國政府との間に條約改正交渉を開始せしめることとした。茲に於て高平公使は十二日先づ倫敦に赴き青木公使と會見し、日英條約改正に關する書類の閱覽研究を遂げて一旦舊任地に歸り、其後ハーグ出發九月七日羅馬に着